

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱

制定	令和5年12月1日付け	5経営第2016号	農林水産事務次官依命通知
最終改訂	令和6年12月25日付け	6経営第1824号	農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保が喫緊の課題となっている。

将来の担い手の円滑な確保を図るため、早期の経営基盤の確立に向けた就農前後の資金面、円滑な世代交代及び就農後の初期投資に対する支援や、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備、農業の魅力発信の取組による人材の呼び込み等の支援により、新規就農者を緊急的に育成・確保する。

第2 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体等は別表のとおりとする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第4 事業計画等

1 事業計画の作成等

事業実施主体は、それぞれ別記1から4までに定めるところにより事業計画を作成する。

2 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）、都道府県又は公募選定団体（農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体をいう。以下同じ。）が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

なお、1の事業計画は、交付申請時に添付すること。

- (2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者確保緊急円滑化対策交付決定前着手届（別紙様式）を経営局長（ただし、別表の3のイについては地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。））に提出するものとする。
- (3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県又は公募選定団体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とする

ことを了知の上行うものとする。

3 事業実績の報告

事業実施主体は、それぞれ別記 1 から 4 までに定めるところにより事業実績報告を作成し、報告する。

第 5 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧フォローするものとする。

第 6 その他

本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

附 則（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号）

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 25 日付け 6 経営第 18245 号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改定前に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
1 就農準備・経営開始支援事業（別記１） 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付を行う事業	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 （定額）
2 世代交代・初期投資促進事業（別記２） ア 世代交代円滑化タイプ 新規就農者等の円滑な世代交代及び早期の経営発展に向けた取組を一体的に支援する事業 イ 初期投資促進タイプ 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の２倍を支援する事業	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 （定額、1/2以内、1/3以内） 定額 （定額、県支援分の２倍）
3 農業教育環境整備事業（別記３） 農業大学校、農業高校などの農業教育機関において、農業を学ぶための実践的で高度な研修を実施するために必要となる費用を支援する事業 ア 農業機械等導入事業 イ 施設等整備事業 ウ グリーン教育推進事業	全国農業委員会ネットワーク機構 都道府県 全国農業委員会ネットワーク機構	定額 （1/2以内） 定額 （1/2以内） 定額 （定額）
4 農業の魅力発信支援事業（別記４） 職業としての農業の魅力を伝えることで、大学農学部の子学生等の若者の就農意欲を喚起する取組を支援する事業	公募選定団体	定額

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

○ ○ ○ ○

新規就農者確保緊急円滑化対策交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了解願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

(交付決定前に事業を着手する理由)